



# 鳥取県公報

平成 23 年 7 月 5 日 (火)  
号外第 78 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則 (50) (雇用人材総室) . . . . . 3
- ◇ 教委訓令 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令 (2) (教育総務課) . . . . . 4

## ==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県立高等技術専門学校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県内における求人状況の変化に鑑み、鳥取県立倉吉高等技術専門学校における訓練生の定員の見直しを行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立倉吉高等技術専門学校で行う職業訓練の訓練生定員を次のとおり改める。

職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練 期間	訓練生定員	
				改正前	改正後
普通職業訓練	普通課程	コンピュータ制御科	2年	20人	30人
		土木システム科	1年	15人	10人
		木造建築科	1年	20人	10人

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第50号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
（職業訓練の種類等） 第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						（職業訓練の種類等） 第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
専門校の 名称	職業訓練 の種類	訓練 課程	訓練科	訓練 生定 員	訓練 期間	専門校の 名称	職業訓練 の種類	訓練 課程	訓練科	訓練 生定 員	訓練 期間
鳥取県立 倉吉高等 技術専門 校	普通職業 訓練	普通 課程	コンピュータ 制御科	10人	1年	鳥取県立 倉吉高等 技術専門 校	普通職業 訓練	普通 課程	コンピュータ 制御科	10人	1年
			コンピュータ 制御科	<u>30人</u>	2年				コンピュータ 制御科	<u>20人</u>	2年
			土木システム 科	10人	1年				土木システム 科	15人	1年
			木造建築科	10人	1年				木造建築科	<u>20人</u>	1年
			介護福祉士養 成科	30人	2年				介護福祉士養 成科	30人	2年
略						略					
略						略					
2 略						2 略					

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成25年3月31日までの鳥取県立倉吉高等技術専門校のコンピュータ制御科（訓練期間が2年のものに限る。）の訓練生定員については、改正後の鳥取県立高等技術専門校規則第2条第1項の規定にかかわらず、25人とする。

# 教育委員会訓令

## 鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月5日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

### 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
1 及び 2 略					1 及び 2 略				
3 小中学校課					3 小中学校課				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教	専決		種類	内容	教	専決	
		育	教	課			育	教	課
		委					員		
		会	長	等			会	長	等
略					略				
六	その他 の業務に 関する事 務	1	公立義務教育諸 学校の学級編制及 び教職員定数の標 準に関する法律 （昭和33年法律第 116号）第3条の 規定による義務教 育諸学校の学級編 制の基準の決定		六	その他 の業務に 関する事 務	1	公立義務教育諸 学校の学級編制及 び教職員定数の標 準に関する法律 （昭和33年法律第 116号）に基づく 事務のうち次に掲 げる事務	
								(1)	同法第3条 の規定による義

2 略				
3 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同法第4条の規定による市町村の設置する中等教育学校の設置、廃止等の認可				
(2) 同法第13条第1項の規定による市町村の設置する中等教育学校の閉鎖の命令				
(3) 同法第13条第2項において準用する同法第1項の規定による市町村の設置する幼稚園の閉鎖の命令				
4～7 略				

務教育諸学校の学級編制の基準の決定				
(2) 同法第5条の規定による義務教育諸学校の学級編制及びその変更についての同意				
2 略				
3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定による市町村の設置する幼稚園及び中等教育学校の設置、廃止等の認可				
4～7 略				

4 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教 育 長	課 長 等
略				

4 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教 育 長	課 長 等
略				

六 その他 の業務に 関する事 務	1及び2 略			
	3 公立義務教育諸 学校の学級編制及 び教職員定数の標 準に関する法律第 3条の規定による 公立特別支援学校 の小学部及び中学 部の学級編制の基 準の決定			
	4 学校教育法に基 づく事務のうち次 に掲げる事務			
	(1) 同法第4条 の規定による市 町村の設置する 特別支援学校の 設置、廃止等の 認可			
	(2) 同法第13条 第1項の規定に よる市町村の設 置する特別支援 学校の閉鎖の命 令			
5 ~ 8 略				

5 高等学校課

事項		事務処理権 限の区分	
		教 育	専決 権者

六 その他 の業務に 関する事 務	1及び2 略			
	3 公立義務教育諸 学校の学級編制及 び教職員定数の標 準に関する法律に 基づく事務のうち 次に掲げる事務			
	(1) 同法第3条 の規定による公 立特別支援学校 の小学部及び中 学部の学級編制 の基準の決定			
	(2) 同法第5条 の規定による公 立特別支援学校 の小学部及び中 学部の学級編制 及びその変更に ついての同意			
	4 学校教育法第4 条の規定による市 町村が設置する特 別支援学校の設 置、廃止等の認可			
5 ~ 8 略				

5 高等学校課

事項		事務処理権 限の区分	
		教 育	専決 権者

種類	内容	委 員 会	教 育 長	課 長 等
略				
四 学校教 育法に関 する事務 (公立の 高等学校 及び専修 学校等に 係るもの に限 る。)	1 同法に基づく事 務のうち次に掲げ る事務			
	(1) 同法第4条 の規定による市 町村の設置する 高等学校の設 置、廃止等の認 可			
	(2) 同法第13条 第1項の規定に よる市町村の設 置する高等学校 の閉鎖の命令			
	(3) 略			
	(4) 略			
	(5) 同法第133 条第1項におい て準用する同法 第13条第1項の 規定による専修 学校の閉鎖の命 令			
	(6) 略			
	(7) 略			
	(8) 略			
略				
六 その他 の業務に 関する事 務	1～4 略			
	5 略			
	6 略			
	7 略			
	8 略			
	9 一から五まで及 び1から8までに 掲げるもののほか			

種類	内容	委 員 会	教 育 長	課 長 等	
略					
四 学校教 育法に関 する事務 (公立の 高等学校 及び専修 学校等に 係るもの に限 る。)	1 同法に基づく事 務のうち次に掲げ る事務				
	(1) 略				
	(2) 略				
	(3) 同法第133 条第1項におい て準用する同法 第13条の規定に よる専修学校の 閉鎖の命令				
	(4) 略				
	(5) 略				
	(6) 略				
	略				
	略				
	六 その他 の業務に 関する事 務	1～4 略			
5 学校教育法第4 条の規定による市 町村が設置する高 等学校の設置、廃 止等の認可					
6 略					
7 略					
8 略					
9 略					
10 一から五まで及 び1から9までに 掲げるもののほか					

別表第3

1～9 略

10 文化財課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
一 文化財 保 護 法 (昭和25 年法律第 214号)に 関する事 務	1 同法に基づく事 務のうち次に掲げ る事務			
	(1) 略			
	(2) 略			
	(3) 略			
	(4) 略			
	(5) 略			
	(6) 略			
	(7) 略			
	(8) 略			
	(9) 略			
	(10) 略			
	(11) 略			
	(12) 略			
	(13) 略			
	(14) 略			
	(15) 略			
	(16) 略			
	(17) 略			
	(18) 略			
	(19) 略			
	(20) 略			
略				

別表第3

1～9 略

10 文化財課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
一 文化財 保 護 法 (昭和25 年法律第 214号)に 関する事 務	1 同法に基づく事 務のうち次に掲げ る事務			
	(1) 同法第99条 第2項の規定に よる発掘の目的 等についての国 の機関との協議			
	(2) 略			
	(3) 略			
	(4) 略			
	(5) 略			
	(6) 略			
	(7) 略			
	(8) 略			
	(9) 略			
	(10) 略			
	(11) 略			
	(12) 略			
	(13) 略			
	(14) 略			
	(15) 略			
	(16) 略			
	(17) 略			
	(18) 略			
	(19) 略			
	(20) 略			
(21) 略				
略				



略 11及び12 略	略 11及び12 略
---------------	---------------

附 則

この訓令は、平成23年7月5日から施行する。ただし、別表第1の3の項の六の1及び4の項の六の3の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。